

問1 次のうち、社会福祉の理念に関する記述として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 「日本国憲法」第13条では、「すべて国民は、社会の一員として尊重される。」と規定されている。
- 2 「日本国憲法」第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されており、この理念は社会福祉法によって実現されている。
- 3 ソーシャル・ウェルビーイングとは、人が社会的・精神的・身体的によい状態、快適な状態にあることを意味する。
- 4 ユニバーサルデザインとは、すべての人にとって使いやすい製品、環境、情報づくりをめざす考え方をいう。
- 5 ソーシャル・インクルージョンは、1980年代から1990年代にかけてアメリカで普及してきた理念であり、「社会的包括」あるいは「社会的包摂」などと訳される。

問40 次のうち、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関する記述として、適切なものを○、不適切なものを×とした場合の正しい組み合わせを1つ選びなさい。

- A この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。
- B 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行う。
- C 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設を設置することができる。
- D 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される会議を組織するよう努めるものとされている。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	×	×
3	○	×	×	○
4	×	○	○	×
5	×	×	×	○

問45 次のうち、個別援助技術（ケースワーク）の理論化に関する記述として、適切なものを○、不適切なものを×とした場合の正しい組み合わせを1つ選びなさい。

- A アダムス（Addams, J.）は、1884年に、初期のセツルメント運動として、先駆的かつ代表的なトインビーホールをロンドンに設立した。
- B 1920年以降には、フロイト（Freud, S.）の精神分析理論に基づいて、生活上の困難の原因を、社会や環境ではなく個人の精神面に求めていこうとする機能主義の考え方が主張された。
- C ニュースティッター（Newstetter, W. I.）は、その著書『ソーシャル・ケースワーク；問題解決の過程』の中で、診断主義と機能主義の考えを統合した「問題解決アプローチ」を提唱し、ケースワークの構成要素として「4つのP」をあげた。
- D ホリス（Hollis, F.）は、1960年代に「心理社会的アプローチ」を体系化し、人を常に「状況の中にある人間」として理解する視点を強調した。

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	○	○	×	×
2	○	×	○	○
3	○	×	×	○
4	×	○	○	×
5	×	×	×	○

問53 次のうち、相談援助のアプローチ（実践モデル）に関する記述として、適切なものを○、不適切なものを×とした場合の正しい組み合わせを1つ選びなさい。

- A 課題中心アプローチは、学習理論に基づいたアプローチであり、条件反応の消去・強化により、特定の問題行動の変容をめざすものである。
- B 危機介入アプローチは、利用者が語る自身のストーリー（物語）について共に考えることによって問題解決を図るアプローチである。
- C エコロジカル・アプローチは、利用者の生活に生じる問題を、人と環境の相互作用として理解するアプローチである。
- D エンパワメント・アプローチは、社会的に抑圧された立場にあり、パワーの欠如の状態にある人が、本来もっているパワーを取り戻し、できる限り自立した生活ができるように支援するアプローチである。

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	○	○	○	×
2	○	○	×	○
3	○	×	○	×
4	×	○	×	○
5	×	×	○	○

問57 次のうち、福祉サービスの第三者評価・苦情解決に関する記述として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 福祉サービス第三者評価とは、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、サービスの利用者が、公正かつ客観的な立場から行った評価をいう。
- 2 福祉サービス第三者評価事業における第三者評価機関は、法人格を有すること、評価調査者に関し一定の要件を満たすこと等を要件として、都道府県推進組織による認証を受けて第三者評価を行う。
- 3 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの目的として、苦情に対して過剰に反応せず、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ることが重要であるとされている。
- 4 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の体制については、社会福祉施設に苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員が設置される。
- 5 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得なくても、苦情の解決のあっせんを行うことができる。

<解答用紙>

問	解答番号
1	① ② ③ ④ ⑤
2	① ② ③ ④ ⑤
3	① ② ③ ④ ⑤
4	① ② ③ ④ ⑤
5	① ② ③ ④ ⑤
6	① ② ③ ④ ⑤
7	① ② ③ ④ ⑤
8	① ② ③ ④ ⑤
9	① ② ③ ④ ⑤
10	① ② ③ ④ ⑤
11	① ② ③ ④ ⑤
12	① ② ③ ④ ⑤
13	① ② ③ ④ ⑤
14	① ② ③ ④ ⑤
15	① ② ③ ④ ⑤
16	① ② ③ ④ ⑤
17	① ② ③ ④ ⑤
18	① ② ③ ④ ⑤
19	① ② ③ ④ ⑤
20	① ② ③ ④ ⑤

問	解答番号
21	① ② ③ ④ ⑤
22	① ② ③ ④ ⑤
23	① ② ③ ④ ⑤
24	① ② ③ ④ ⑤
25	① ② ③ ④ ⑤
26	① ② ③ ④ ⑤
27	① ② ③ ④ ⑤
28	① ② ③ ④ ⑤
29	① ② ③ ④ ⑤
30	① ② ③ ④ ⑤
31	① ② ③ ④ ⑤
32	① ② ③ ④ ⑤
33	① ② ③ ④ ⑤
34	① ② ③ ④ ⑤
35	① ② ③ ④ ⑤
36	① ② ③ ④ ⑤
37	① ② ③ ④ ⑤
38	① ② ③ ④ ⑤
39	① ② ③ ④ ⑤
40	① ② ③ ④ ⑤

問	解答番号
41	① ② ③ ④ ⑤
42	① ② ③ ④ ⑤
43	① ② ③ ④ ⑤
44	① ② ③ ④ ⑤
45	① ② ③ ④ ⑤
46	① ② ③ ④ ⑤
47	① ② ③ ④ ⑤
48	① ② ③ ④ ⑤
49	① ② ③ ④ ⑤
50	① ② ③ ④ ⑤
51	① ② ③ ④ ⑤
52	① ② ③ ④ ⑤
53	① ② ③ ④ ⑤
54	① ② ③ ④ ⑤
55	① ② ③ ④ ⑤
56	① ② ③ ④ ⑤
57	① ② ③ ④ ⑤
58	① ② ③ ④ ⑤
59	① ② ③ ④ ⑤
60	① ② ③ ④ ⑤